

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議会改革推進特別委員会(第 8 回)	会議場所 第3委員会室	
		担当職員 八木	
日 時	平成23年10月14日(金曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 53 分
出席委員	◎藤本 ○田中 酒井 眞継 中村 馬場 吉田 西口 議長、副議長 欠席:堤		
事務局	今西局長 藤村次長 阿久根係長 三宅主任 八木		
傍聴者	市民 一名	報道関係者 一名	議員 一名()

会 議 の 概 要

1 開議

藤本委員長あいさつ

2 検討結果の確認について

<藤本委員長>

請願・陳情ハンドブックは議運において具体内容等決定することとする。

<全員了承>

3 検討項目の協議について

[B-1、会期の見直し]

[B-2、予算・決算審査]

[B-3、代表質問実施回数削減]

<藤本委員長>

B-1～B-3まで関連することから一括で議論する。

<事務局>

理事者との協議内容等を説明

<藤本委員長>

会派で検討された結果の報告を。

<眞継委員>

十分に調査、検討すべし。通年化によって審議時間の制約がなくなるのであれば実施すべきとする意見もあった。反対に現在の4定例会の日程に沿っても会期の延長等で対応可能ではないかとの意見もあった。

<吉田委員>

会派では、詳細な日程等は検討していないが2会期制で検討。予算決算審査の充実、審議時間の確保を目的に予算を審議する2月～5、6月までの定例会と決算を審議する9月～年末までの定例会を設定。一般質問は月1回の本会議開催等で柔軟に対応できる。現在でも月1回の常任委員会月例会を開催していることから理事者の対応は可能だと考える。スムーズな行政運営確保の視点も合わせ理事者と詳細を調整して検討されたい。

<馬場委員>

全国的な傾向として、国の地方分権改革に乗り法律に規定されていない独自の解釈で議会運営を行う動きがあることを懸念する。現在の地方自治法で保障されている制度を活用することが第一に必要である。通年化のメリットとして示された4点は論証されていない。軽々しく通年化を実施すべきではない。

<藤本委員長>

会派検討の結果を報告する。専決処分回避及び議長招集権の問題が重要。しかし、これらは通年化を必ずしも必要としないものである。決算及び予算審議が循環する仕組みも必ずしも通年化を必要としないものである。

<酒井委員>

地方自治法制定時は6回／年の定例会開催が義務付けられていた。議会が活発に活動するためには常時開催されている必要があると考える。4点のメリットを確保できるのでシステムとしての通年化を採用してみてもは。通年化に不都合があれば改善すれば済む。また、メリットとして常時請願を審査できる点もある。システムとして整備すれば見合うように議会の質も向上すると考える。執行機関の議会への出席を増加するのではなく議員間の議論を活発化することが目的。

<眞継委員>

議会の必要があれば会期の延長、議案の継続審議ができる制度上の保障が必要。

<藤本委員長>

会期延長、継続審議の制度保障は。

<事務局>

現制度で保障されており可能である。

<西口委員>

会派でも意見が分かれた。通年化に拘泥する必要はない。会期の課題として挙げられている項目は通年化を実現しなくても解消できるものも含まれる。通年化の必要性を明確にされたい。

<中村委員>

予算・決算委員会を経験し審査時間が不十分と感じた。各議員に共通した意見とを感じる。当面は会期を延長することで対応してはどうか。

<吉田委員>

6月定例会は年度末の専決報告及び一般質問が中心。12月定例会も特に重要な議題はなく会期も短い。ならば、6月定例会を3月定例会と、12月定例会を9月定例会と合わせることが考えられる。一般質問のみが焦点となるような定例会には疑問。定例会、臨時会は基本的に執行側が提案する議題を審議するためのもの。会期に幅をもたせ、一般質問等は必要に応じて議長が本会議を開催して実施すればいい。議員間討議時間の確保、請願審査の自由度から試行する価値あり。

<菱田副議長>

議会基本条例では議会の目的を市民福祉の向上としていることに留意すべき。議会の招集について招集権を有する者は。

<事務局長>

地方自治法において市長が議会を招集する旨が定められている。

<菱田副議長>

地方制度改革の中で議長に招集権を付与することも検討されているが未確定である。通年化することで議長は実質的に本会議の開催権限を有することとなり阿久根市の例等に対応できる。論点を明確にして議論を進められたい。

<藤本委員長>

議長が招集権を有することで理事者との調整も必要になろう。

<菱田副議長>

現在の地方自治法では招集権は市長のみが有する。この前提を認識して会期の課題を検討すべきである。

<馬場委員>

議会側からの臨時会開催の手続きは。

<事務局長>

議員定数 1 / 4 以上の議員により会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を市長に請求することができる。

<吉田委員>

地方自治法の改正検討内容は議長に招集権を付与するのではなく、市長が会議を招集しない場合の対抗手段としての議長招集権であるように考える。

<事務局長>

そうである。阿久根市の例を考慮して検討されていると考えている。

<吉田委員>

招集権の問題は会期の検討とは別と整理すべき。

<馬場委員>

通年化に係る 4 点のメリットは論証されていない。一般質問の機会が保障されることも重要。4 定例会の開催は堅持しながら、必要に応じて会期の延長や臨時会の開催で対応していく方向で議論されたい。

<吉田委員>

会期を確保することで一般質問も柔軟に対応できるのでないか。一般質問は会期によって妨げられるものではない。また、定例会、臨時会は執行側の必要に応じて定められているものであり、議会としては会期を十分確保することで常時本会議開催が可能な状態を得るほうが重要。臨時会開催の必要が多く生じるなら長期間会期を確保した方が有利である。通年化を求めているのではない。会期の確保が重要である。

<田中副委員長>

通年化ではなく会期の見直しについて検討している。現在の会期での課題整理し、それらを解消する方法として会期の見直しを検討すべき。

<藤本委員長>

現在の会期では審議時間が不足するとする意見があったが。

<吉田委員>

予算決算の審議時間確保が重要。今 9 月定例会における決算審査について、全体会での審査には困難を感じた。決算特別委員会を予算特別委員会と同様の 13 人構成とすると今決算分科会での審査分として計 9 日間の日程が必要になる。予算審査も同日数程度は必要である。現在の会期枠組みを残すならば 3 月定例会の早期開会及び予算審査時間の確保、また、専決処分回避の視点から 3 月 31 日の本会議開催等が必要。

<眞継委員>

①今 9 月定例会は昨年度より審査時間は大幅に延長されている。効果は。

②事務事業評価項目の選定方法等、委員会の審査手法にも改善の余地があるのではないか。

<藤本委員長>

今 9 月定例会における決算審査状況への意見は。

<菱田副議長>

決算特別委員会委員長として時期を見て総括をしたいと考えている。今9月定例会の審査手法については、議会側及び理事者側双方の混乱を防ぐ為、概ね昨年の手法を引き継ぎ、改善、拡充する方向で調整した。審査資料等の改善も見られた。審査手法は常に見直し改善しなくてはならないと考えている。

<藤本委員長>

13名の委員構成で予算、決算審査を行う意見については。

<菱田副議長>

議員は専門化してかまわないと考える。会派内で意見が分かれるところであるが、常任委員会で審査していることが専門性の表れである。今回の分科会形式にもあるように、常任委員会を基本として、年度を継続して専門的に安定して議案審査が可能な体制が望ましいと考える。会期の課題としては閉会期間を短期化し議会の自由な活動を確保すること。議会の政策提案機能充実の方向を見据え、執行側提案議案だけに限らない議会開催を検討すべきである。

<藤本委員長>

2会期制による委員会審査の具体内容は。

<吉田委員>

13人の委員を持って予算決算委員会を構成する。決算審査を始まりとして、決算を審査した委員が次の予算審査も担当する。次年度は残りの13人を委員として構成するものである。事務事業評価の予算への反映が審査できる。また委員会による議員の専門化については、希望する委員会に所属できるとは限らないので慎重に検討すべし。

<藤本委員長>

6月定例会及び12月定例会を開催しないことについては。

<吉田委員長>

2会期制を提案したが、6月定例会及び12月定例会の開催を否定するものではない。必要あれば4定例会で開催を。予算決算審査を充実することが主眼である。例年予算特別委員会では質疑回数が制限される。少なくとも議案質疑が尽きるまでの審査時間は確保すべき。3月定例会から日程に反映されたい。

<藤本委員長>

事務的な対応はどうか。

<事務局長>

定例会条例により定例会招集回数4回／年が定められており改正を要する。会期は議会において自由に決定できる。3月定例会については新年度予算を執行するため年度末までに議決の必要があることと、予算審議を早めるならば理事者において予算編成事務の調整が必要になるであろう。

<馬場委員>

今決算審査について、附帯決議として議会の意思を明確にしたことは評価されるであろう。しかし、事務事業評価においては事業により評価に馴染まないものも存在する。長期的な視点での審査が必要であろう。議案資料についても検討の余地がある。

<西口委員>

産業建設常任委員長として、議案資料の改善が審査の充実に資した、また、審査時間の拡充により附帯決議を議論できたことは評価している。会期については予算決算に関わらず十分な審査を確保する視点で検討されたい。

<藤本委員長>

3月定例会については審議時間確保の点を十分日程に反映されたい。

<田中副委員長>

当初予算は年度末までに議決することが必要。審議時間を拡充するならば予算議案提案の前倒しが必要。決算分科会審査は3日では短いと感じた。

<酒井委員>

通年化と比較し2会期制のメリットは。

<吉田委員>

通年化されても休会中であれば視察等により直ちに本会議を開催できない事態も考えられる。税条例は別として全ての専決処分を回避すべきことは考えていない。また当初予算については3月末に議決しなくても暫定予算で対応可能。

<馬場委員>

安易に暫定予算で対応させるべきではない。

<藤本委員長>

3月定例会の日程については審議時間が十分に確保できるよう調整を望む。専決処分について意見は。

<酒井委員>

資料に挙げられている専決例は問題ないが、市長の姿勢によっては濫用の危険性がある。179条専決は本来議会が議決すべきものであり、議会が開催されていることで回避できるものである。迅速性を優先するならば180条専決として整理すべきである。

<中村委員>

資料に挙げられている専決は問題ない。

<馬場委員>

H20以前に行われてた3月31日付け補正予算専決処分の内容は。

<事務局長>

交付税、補助金等の確定に伴う整理である。

<菱田副議長>

H21、新型インフルエンザによる補正予算専決の内容は。

<事務局>

新型インフルエンザ流行による設備、薬品等の緊急整備に係るもの。専決内容は事前に常任委員会に報告されていた。

<菱田委員長>

法改正を受けての条例整理や、早急な対応が求められる損害賠償等は専決処分されても問題ない。しかし、市の裁量で行わなければならないインフルエンザ対応等が典型であるが、議会として危機対応の問題である。閉会期間をいかに短くするかが課題である。

<吉田委員>

179条専決は議会において議決されるべき議案であることは前提として、専決処分を回避することだけを目的に会期を考えるべきではない。通年化しても休会していれば現実的に会議の開催が困難な場合もあるであろう。

<藤本委員長>

法改正を受け専決せざるを得ない条例改正内容等もあるが。

<吉田委員>

補正予算や税条例は市民の代表である議会が議決することが当然である。議会の

メンツではなく、本来的に議会は何を議決しなければならないのかを考えなければならない。

<藤本委員長>

専決に係り議会への報告は。

<事務局長>

地方税法等の改正による年度末の税条例等の専決は、事前に常任委員会に改正内容の報告がされる。また、専決処分したものは次開催の議会に報告される。

<藤本委員長>

179条専決は本来的に議案として議決されるべきである。

<事務局長>

特に税条例等は専決にそぐわないと考えている。実務的には困難が伴うであろうが、委員会において専決内容を事前に報告していること及び専決処分日には内容が確定しているはずであること等を鑑みると本来的には年度末に議案として提出できるまで整理できているはずである。また、インフルエンザ対応の補正予算等も議決されるべき性質のものである。

<吉田委員>

税条例に係る実務上の課題は理解した。

<藤本委員長>

次回引き続き検討する。

<全員了承>

4 次回の日程及び協議項目について

<藤本委員長>

11月18日（金）午後1時30分からとする。

<全員了承>

5 その他

なし

散会 ～11:53